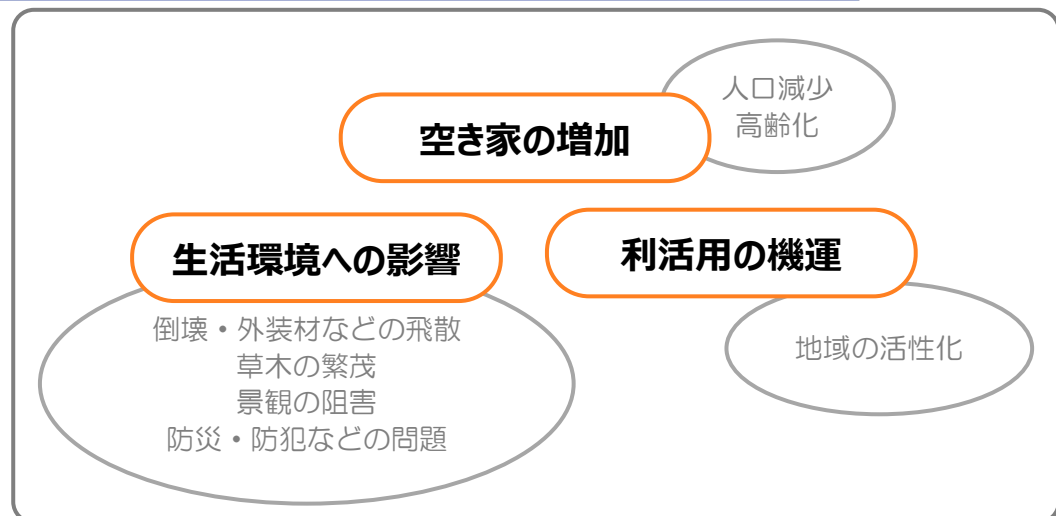


計画策定の背景



「空家等対策の推進に関する特別措置法」平成27年5月施行

危険な空き家

活用可能な空き家

目的：空き家等に起因する生活環境における問題の改善、空き家等を積極的に活用することにより、安全で安心なまちづくりの推進を図ります。

対象区域：七尾市市内全域

対象とする空き家等の種類：すべての種類（用途）

計画期間：令和2年度から令和6年度まで

計画の方針

【予防・啓発】

将来的な空き家等の発生予防のため、意識啓発や相談体制の構築に取り組みます。

【利活用】

空き家状態の解消を図るため、所有者等による自主的な管理・利活用の促進、空き家等の利活用に向けたマッチングの推進に取り組みます。

【除却】

周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家等に対して、法や条例の運用により状態の改善を図ります。

空き家等対策の取組イメージ

利用中の建物

予防・啓発

- ・維持管理のポイントや空き家の放置により生じる問題や適切な管理の重要性を周知
- ・自己責任により空き家等を適切に管理するよう意識啓発

管理されている空き家等

利活用

- ・空き家バンク登録物件の所有者と購入・賃借希望者とのマッチングに取り組む
- ・空き家等の購入及び改修費用を支援（補助事業）

適切な管理が行われていない空き家等

除却

- ・所有者等に対しての自主的解決に向けての指導
- ・周辺環境に影響を与える可能性の高い空き家等の除却費用を支援（補助事業）

特定空き家等と判断されたもの

- ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置



※「特定空き家」は、七尾市空き家等対策協議会の意見を聴き、市が認めたものです。

※固定資産税住宅用地特例の対象から除外されます。

特定空き家等

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

七尾市内の空き家等に関する主な相談窓口

- 空き家に関すること
- 草木の繁茂や衛生害虫（ハエ、蚊等）に関すること
- 草木の繁茂（道路通行に支障があるもの）に関すること
- 鳥獣（ハクビシン、カラス等）に関すること
- 火災予防に関すること
- 移住定住に関すること
- 空き家の固定資産税に関すること
- 空き家の売買・賃貸に関すること
- 空き家の相談・権利に関すること
- 空き家・空き地の敷地境界に関すること
- 空き家の解体に関すること
- 空き家の草木の管理（剪定・伐採）に関すること
- 空き家の荷物の整理に関すること
- 住まいのリフォームに関すること

- 都市建築課 0767-53-8429
- 環境課 0767-53-8421
- 土木課 0767-53-8425
- 農林水産課 0767-53-8422
- 消防本部予防課 0767-53-1016
- 産業振興課 0767-53-8565
- 税務課 0767-53-8415
- お近くの不動産業者へ
- お近くの弁護士・司法書士へ
- お近くの土地家屋調査士へ
- お近くの解体業者へ
- お近くの造園業者へ
- お近くの家財整理業者へ
- お近くのリフォーム業者・工務店へ